

給実甲第1345号

令和7年2月12日

人事院事務総長

給実甲第351号の一部改正について（通知）

給実甲第351号（特地勤務手当等の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和7年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
給与法第14条関係 1～3 （略） 4 この条の第1項の「人事院の定める条件に該当する者」は、その有する技術、経験等に照らし、3年を超えて引き続き異動等の直後の官署に勤務させるこ	給与法第14条関係 1～3 （略） 4 この条の第1項の「人事院の定める条件に該当する者」は、その有する技術、経験等に照らし、3年を超えて引き続き異動等の直後の官署に勤務させるこ

<p>とが必要であると各庁の長（<u>給与法第7条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者をいう。</u>以下同じ。）が認めた職員及び各庁の長が<u>人事院事務総長</u>と協議して定めるこれに準ずる職員とする。</p> <p>規則第4条関係 （略）</p> <p>規則第5条関係 <u>この条の第2項第5号に該当すると思料される職員が生じたときは、人事院事務総長と協議するものとする。</u></p>	<p>とが必要であると各庁の長（<u>その委任を受けた者を含む。</u>以下同じ。）が認めた職員及び各庁の長が<u>事務総長</u>と協議して定めるこれに準ずる職員とする。</p> <p>規則第4条関係 （略） （新設）</p>
---	--

以 上